

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
特別区・武三交通圏
3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)現に認可を受けている運賃及び料金を下記のとおり変更する。

	種類 車種	時間制運賃 (旧：A)	時間制運賃 (旧：B)	時間制運賃 (旧：C)	長期契約運賃A	長期契約運賃B	距離制運賃
新	大型車	運賃			運賃	運賃	運賃
旧	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃

(変更後の運賃及び料金は、令和6年3月29日付けで公示された特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの)

(2)その他料金（施行規則第10条の4第1項で定める料金を除く。）、割増、割引及び適用方法については、平成31年2月22日付け関自旅二第3038号の公示内容とする。

4. 変更を必要とする理由
5. 添付書類
施行規則第10条の3第3項の規定により省略。

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
特別区・武三交通圏
3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)現に認可を受けている運賃及び料金を下記のとおり変更する。

	種類 車種	時間制運賃 (旧：A)	時間制運賃 (旧：B)	時間制運賃 (旧：C)	長期契約運賃A	長期契約運賃B	距離制運賃
新	大型車	運賃			運賃	運賃	(設定しない)
旧	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃	運賃	(設定しない)

(変更後の運賃及び料金は、令和6年3月29日付けで公示された特別区・武三地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの)ただし、距離による算出は行わない。

(2)その他料金(施行規則第10条の4第1項で定める料金を除く。)、割増、割引及び適用方法については、平成31年2月22日付け関自旅二第3038号の公示内容とする。

4. 変更を必要とする理由
5. 添付書類
施行規則第10条の3第3項の規定により省略。

(京浜地区ハイヤー自動認可運賃)
令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
京浜交通圏

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)現に認可を受けている運賃及び料金を下記のとおり変更する。

新旧の別	種類 車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃 ・待料金
(新)	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	中型車	運賃	運賃	運賃	運賃
(旧)	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	中型車	運賃	運賃	運賃	運賃

(変更後の運賃及び料金は、令和元年8月30日付けで公示された京浜地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの)

(2)その他料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。

4. 変更を必要とする理由

5. 添付書類
施行規則第10条の3第3項の規定により省略。

(千葉地区ハイヤー自動認可運賃)
令和 年 月 日

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
交通圏

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)現に認可を受けている運賃及び料金を下記のとおり変更する。

新旧の別	種類 車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃 ・待料金
(新)	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	中型車	運賃	運賃	運賃	運賃
(旧)	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	中型車	運賃	運賃	運賃	運賃

(変更後の運賃及び料金は、令和元年8月30日に公示された千葉地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの)

(2)その他料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。

4. 変更を必要とする理由

5. 添付書類
施行規則第10条の3第3項の規定により省略。

関東運輸局長 殿

住 所
名 称
代表者名
連 絡 先

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）変更認可申請書

今般、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金（ハイヤー）を、下記のとおり変更したいので、道路運送法第9条の3及び同法施行規則第10条の3の規定により申請いたします。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

2. 変更しようとする運賃及び料金を適用する営業区域
県南中央交通圏

3. 変更しようとする運賃及び料金の種類、額及び適用方法
(1)現に認可を受けている運賃及び料金を下記のとおり変更する。

新旧の別	種類 車種	時間制運賃	半日貸運賃	一日貸運賃	距離制運賃 ・待料金
(新)	特定大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	普通車	運賃	運賃	運賃	運賃
(旧)	特定大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	大型車	運賃	運賃	運賃	運賃
	普通車	運賃	運賃	運賃	運賃

(変更後の運賃及び料金は、令和元年8月30日に公示された埼玉南部地区ハイヤー自動認可運賃・料金表のもの)

(2)その他料金、割増、割引及び適用方法については、現認可内容とする。

4. 変更を必要とする理由

5. 添付書類
施行規則第10条の3第3項の規定により省略。